

# アットスクール親の会「ひだまり」会則

## 第1条（名称）

本会の名称をアットスクール親の会「ひだまり」と称す。

## 第2条（所在地）

本会の連絡事務所は、(株)アットスクール草津本校に置く。

## 第3条（目的）

(株)アットスクールやアットスクール高等学院に在籍している児童・生徒及び卒業生などの保護者によって、子どもたちが持てる力を発揮し、社会の中で自立していくために保護者同士の交流や子どもの活動の機会をつくることを目的に活動する。

## 第4条（活動内容）

- （1）懇親を目的とした会を開催し、親睦を図り、悩みや情報を共有し支え合う。
- （2）講演会、研修会などを開催し、共に学ぶ機会を作る。
- （3）子どもや保護者が参加できるイベントを開催し、体験活動を行う。

## 第5条（会員）

(株)アットスクールやアットスクール高等学院に在籍している児童・生徒及び卒業生の保護者および発達障害や不登校支援を行っている専門家で、本会の趣旨に賛同し協力できる方。

## 第6条（役員）

本会に次の役員を置く。

会長1名 副会長1名 会計1名 監査1名

## 第7条（役員の任期）

役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第8条（総会）

本会の総会は、会員を持って構成し、年に1回開催するものとする。ただし、必要があるときは臨時に開催できるものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- （1）会則、事業の変更
- （2）事業計画及び予算決定
- （2）事業報告及び収支決算
- （3）役員の選任または解任
- （4）本会の解散
- （5）その他会の運営に関する重要項目

#### 第9条（入会）

会員として入会しようとする者は、入会申込書をアットスクール親の会に提出し、承認を得るものとする。

#### 第10条（会費）

会員ごとに年額2,000円（4月1日～翌年3月31日）とし、3月31日までに納入するものとする。  
途中入会の場合、10月以降の入会は一律1,000円とするが、それ以前の場合は2,000円とする。

#### 第11条（退会）

会員は、退会届を退会1ヶ月前までにアットスクール親の会に提出することにより任意に退会することができる。

退会の申し出がない場合は、自動更新とし、毎年3月30日までに翌年度の会費を指定の銀行口座に振込みにて納入する。

期日までに会費の納入がない場合は、退会とする。

#### 第12条（会計）

会の経費は会費の収入をもってこれにあてる。

2 会の事業年度及び会計年度は毎年4月1日に始まり3月31日終わる。

3 収支計画書を作成し、これを年1回総会で報告し、承認を得る。

#### 附則

1 この会の設立年月日は令和5年（2023年）4月1日

2 この会則は、令和5年2月1日から施行する。